

# 兵庫県公報

令和6年11月1日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県文化賞規則等の一部を改正する規則（芸術文化課）	2

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県文化賞規則等の一部を改正する規則（規則第38号）

学術、芸術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者等に、時宜を失することなく兵庫県文化賞等を贈ってこれを表彰することができるよう、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県文化賞規則
- 2 兵庫県科学賞規則
- 3 兵庫県社会賞規則

## 規 則

兵庫県文化賞規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服 部 洋 平

**兵庫県規則第38号****兵庫県文化賞規則等の一部を改正する規則**

(兵庫県文化賞規則の一部改正)

第1条 兵庫県文化賞規則(昭和38年兵庫県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第1条中「あつて」を「あって」に、「贈つて」を「贈って」に改める。

第2条第2号中「行なつた」を「行った」に改める。

第3条中「あつて」を「あって」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条を次のように改める。

(表彰の期日)

第4条 兵庫県文化賞の表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

2 兵庫県国際文化賞の表彰は、必要の都度知事が指定する日に行う。

(兵庫県科学賞規則の一部改正)

第2条 兵庫県科学賞規則(昭和38年兵庫県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

(兵庫県社会賞規則の一部改正)

第3条 兵庫県社会賞規則(昭和47年兵庫県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「贈つて」を「贈って」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。